

植民地期朝鮮における 神社の職制・神職任用関連の法令

—1936年の神社制度改編を中心に—

青野正明

はじめに

日本による朝鮮の植民地支配において、神社政策の時期区分をなすなら1936年は重要な年となる。この年に一連の神社関係法令が制定・改正され、その法整備により神社制度が改編されているからである。神社増設に備えたこの改編により神社の階層制度が法的に整えられ、神社の管理・統制を強化しながら大衆動員に向けた基盤がつくられたと考えられる。

かつての神社政策研究では、後続の「皇民化」政策（日中戦争全面化の1937年以降）との関連で神社制度改編が説明されてきた。だが、近年はこの限界を克服しようとする傾向にあり、前年である1935年に朝鮮総督により提唱された「心田開発」（いわば官製の宗教復興運動として神社を頂点とする宗教ヒエラルキーが目指された）との関連から検討する研究も見られるようになった。

本稿では別の観点からこの神社制度改編の解明を進めるため、そのワンステップとなる作業をおこなう。すなわち、筆者は神社制度改編における法整備問題に関して、朝鮮総督府と内務省神社局（神社行政を主管）との関係を相対化しながら考察していくことを計画している。そのために、1936年に制定・改正された神社関係法令の中で、とくに日本「内地」（以下、内地と表

記)と植民地の境界(両者は法域を異にしていた)を越えて効力を有した勅令に注目し、官国幣社(やはり法域を越境、説明は後述)の職制・神職任用関連の法令を中心に、その改正の変遷をふまえながら分析を加える¹⁾。

ここで用語について説明しておこう。敗戦後における1945年12月の神道指令を受け、翌年2月に社格制度が廃止された(「昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費ニ関スル法律廃止等ノ件」敕令第71号)。だが、それ以前は国家神道体制のもとで神社は社格に応じて序列化されており、法的に上から官社と諸社に分けられていた。簡単にいえば、天皇からの距離と地方制度に対応した序列化である。なお、頂点には社格をもたない伊勢神宮が序列化の階層から超越して存在した。

官社は官幣社と国幣社で、両者を併せて官国幣社ともいう。官幣社は祈年祭・新嘗祭・例祭で皇室から神饌幣帛料が供進された。国幣社は祈年祭・新嘗祭で皇室から、例祭では国庫から神饌幣帛料が供進された。官幣社と国幣社はそれぞれ大社・中社・小社の区分により社格を有していた(たとえば官幣大社〇〇神宮、国幣小社〇〇神社など)。さらに、官幣小社に準ずる社格に別格官幣社(靖国神社など)もあった。官社の下に位置する神社は諸社と呼ばれ、上から府県社、郷社、村社、無格社の階層がある²⁾。朝鮮・台湾ではさらに下があり、神社の設備を伴わないものが朝鮮では神祠、台湾では社(あるいは祠)として位置づけられた。また法律上からすると、官社関係の法令は勅令で定められたため法域を異にする植民地にもその規定が適用されていた(詳細は後述)。諸社に関しては、内地でも植民地でもそれぞれの法域内で法令が定められていた。

では、用語の説明をふまえて神社制度改編における諸法令を概観しよう。1936年7月31日付で公布された5勅令(第250~254号)は、順に「官国幣社職制中改正ノ件」、「官国幣社及神宮神部署神職任用令中改正ノ件」、「朝鮮神宮職員令中改正ノ件」、「朝鮮ニ於ケル官国幣社以外ノ神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」、「官国幣社以下神社幣帛供進使服制中改正ノ件」である。これ

植民地期朝鮮における神社の職制・神職任用関連の法令

ら5勅令は神社制度改編の二本柱を、内地と朝鮮との境界を越えて調整するためのものだといえる。一つめの柱は国幣社列格に備えた諸規定で、前三者の勅令が該当する。二つめの柱は諸社への階層制度導入に備えた諸規定で、後二者の勅令が関係している。本稿では前三者の勅令を検討することになる。

次に翌日の8月1日付で、「国幣社祭式」をはじめ7つの総督府令（第67～73号）と2つの総督府訓令（第15・16号）、そして総督府告示第434号が出された。これらは国幣社に関するもので、諸社の最上級社を列格した後の国幣小社に関する諸規定となる。また、告示は京城神社と龍頭山神社の国幣小社への列格を内容とする。

それから8月11日付で、「神社ノ祭式恒例式及齋戒ニ関スル件」をはじめ6つの総督府令（第75～79・81号）と2つの総督府訓令（第17・18号）、そして総督府告示第440号が出された。これらは諸社および神祠に関する改正法規や、諸社を階層制度の中に組み込むことに付随する諸規定である。

1. 朝鮮での神社制度

① 神社行政の主管部署

朝鮮で実施された神社制度の概略を説明するために、先に神社行政の主管部署を内地および朝鮮にて確認しておこう。

神社行政の主管部署は、内地の場合、明治維新直後の神祇官、神祇省の時期を過ぎてからは、教部省（1872～1877）、内務省社寺局（1877～1900）となる。政教分離を装う等の理由で宗教が分離して文部省主管となってからは、内務省神社局（1900～1940）、神祇院（内務省の外局、1940～1946. 1）となっている。一方の朝鮮では、併合直後より内務部学務局編輯課（1910～1919）、学務局宗教課（1919～1921）であったのが、やはり内地に合わせて宗教から分離し、内務部地方課（1921～1922）、内務局地方課（1922～1941）、司政局地方課（1941～1945）となっている。

主管部署における内地と植民地各地域との関係の整理は大きな課題となっ

ている。本稿でも朝鮮との間において、関係法令をもとに多少なりとも検討することになる。

②植民地神社の時期区分

次に、植民地神社の時期区分とそれぞれの時期における内容・特徴を整理しよう³⁾。

第1期は明治初年からで、いわゆる政府設置神社と居留民設置神社が並行して設立された。台湾および樺太の総鎮守である台湾神社（1900年創立、1901年鎮座、官幣大社）と樺太神社（1910年創立、1911年鎮座、官幣大社）は、まだシンボリックな存在であった。

第2期は1910年代半ば頃（1915年、大正天皇即位の大典）からで、内地で法制度が整備されていく時期である。国家神道の論理が確立し、それが植民地にも及んでいく。これを背景に、台湾、朝鮮、樺太、関東州で神社に関する法令が整備されていった。朝鮮の総鎮守である朝鮮神宮（1919年創立、1925年鎮座、官幣大社）の祭神問題（天照大神・明治天皇が祭神）は、国家神道の論理が祭神面で植民地に波及したものと見える。朝鮮神宮の祭神論争では神道家を中心とした檀君・「国魂神」奉斎の意見が排除された。台湾では居留民設置神社が次々に県社に列格され、官幣大社-官幣中社-県社-無格社-社（祠）という階層制度が成立した。

第3期は1930年頃（1931年、満州事変）から敗戦までである。この時期に設立された植民地神社は全体の72%にも達した。関東州の総鎮守として関東神宮（1938年創立、1944年鎮座、官幣大社）が造営され、その祭神は天照大神と明治天皇であった。南洋群島は南洋神社（1940年創立、同年鎮座、官幣大社）で、その祭神は天照大神である。法的には神社ではないが、満州国の建国神廟（1940年創立、同年鎮座）の祭神も天照大神であった。また、台湾神社が天照大神を合祀して台湾神宮に昇格（1944年）している。それから、朝鮮にふたつめの官幣大社となる扶余神宮（1939年創立、未鎮座、官幣大社）の祭神は、応神天皇、斉明天皇、天智天皇、神功皇后（古代の日朝関係によ

るとされる)であった。

この時期は祭神に天照大神が前面に出てきたのが特徴である。また、この時期の植民地や占領地の神社はその地域における皇民化政策の拠点、あるいは大日本帝国の海外侵略のシンボルとしての役割を果たした。

③時期区分における朝鮮の特徴

それでは次に、この時期区分の中における朝鮮の特徴に関して、もう少し掘り下げながら現段階での筆者なりの構想を示そう。なお、神社は「国民儀礼」と宗教性の両側面を併せもっていたことを前提にして述べる。

朝鮮では1910年の併合後すぐに第2期を迎えるが、ことに3・1運動(1919年)の影響も受けるのが特徴的である。反日的運動の高まり等の影響で、総督府ことに内務局は神社利用に消極的となった。それを明確に示す事件は、1925年の鎮座を控えて争われた朝鮮神宮(天照大神と明治天皇が祭神)の祭神論争であり、総督府と神道家有志(檀君=朝鮮の始祖神も奉斎することを主張、後に「国魂」=土地の神に変更)が対立した。それゆえ、朝鮮の場合は朝鮮神宮の鎮座が神社政策における画期的な出来事となるため、これを前後して第2期をさらに二つに分けることも可能であろう。

鎮座の年に朝鮮神宮宮司に就任した高松四郎(神社の宗教性を強調する立場)も総督府と対立することになる。総督府内務局長の生田清三郎は、「神社を以つて思想善導をなさんといふが如きは時代錯誤也、朝鮮神宮の創建亦時代錯誤なるも茲に至れるもの故不得止となすものの如く…」と語ったという(小笠原省三が記した「高松朝鮮神宮々司が某氏に寄せたる書翰」と題する引用文¹⁾)。

以上から、この時期の総督府は、神社のもつ「国民儀礼」と宗教性の両側面ともに否定的だったのではないかと推測される。ただし、学務局に関しては神社利用に積極的だったが、これは主に第3期の始まりである満州事変以降のことで、学校生徒に参拝を強要していった。

このように神社利用に消極的だったためか、朝鮮での第3期は始まる時期

が少し遅れ、総督府は「心田開発」運動（1935～）で神社利用に転じている。これは不振な農村振興運動の打開策として宇垣一成総督により提唱され、国体明徴と歩調を合わせながら、いわば官製の宗教復興運動として神社を頂点とする宗教ヒエラルキーが目指された。そして、この展開の中で1936年に一連の法整備がなされ、神社制度が改編されている。それゆえ、この間の急転換を朝鮮での神社政策における第2の画期と見なすことができよう。

神社制度改編の二本柱は、道庁所在地にある道供進社（諸社の最上級）を国幣小社に列格することと、すべての諸社や神祠を階層制度の中に組み込むことだと考えられる。さらに1937年に日中戦争が全面化してからは、一面一社設置方針が出され（実際は一面一神祠設置方針に下方修正）、神社への参拝強要も拡大する。神社・神祠の増設が図られ、神宮大麻の配布・神棚設置など代替機能でも補われていった。

筆者自身の課題となるが、「国民儀礼」と宗教性の両側面を見るためには、朝鮮神宮祭神論争のその後の展開と、国体明徴・「心田開発」運動にともなう「敬神崇祖」を分析することが重要だと考える。「心田開発」運動で村落祭祀が注目される中、神社制度改編では国幣小社に「国魂大神」（その土地の神、ただし名称は要検討）が合祀された（天照大神・明治天皇などとともに奉斎）。それゆえ、記紀における国譲り神話や祖先祭祀も視野に入れ、家祭祀・村落祭祀・国家祭祀の総体を「内鮮一体」（皇民化政策期のスローガン）にクロスさせて把握する必要があるのではないかと考えている。

これを別言すれば、総督府は大衆動員のために周知のごとく「国民儀礼」の側面を強調したが、その背後で巧妙に国民統合の観点から宗教性の側面も利用しようとしたのではないかという推論を立てているわけである。また、この両側面の凝縮された神社が「皇紀二千六百年記念」事業として計画され未完成に終わった扶余神宮（1939年創立、未鎮座）であると見ている。この神社は「内鮮一体」をさらに解明するためにも重要な対象となろう。

加えて、第3期の特徴として、京城護国神社（1943年創立）と羅南護国神社（1944年創立）もあげることができる。これら二社は、内地で出された都

道府県に一つの護国神社設置方針（1939年）に沿う形で、朝鮮における二個師団の所在地に合わせて造営された。

④朝鮮に造営された神社・神祠の数

先に植民地に造営された神社を官社を中心に紹介し、その後で朝鮮に設けられた神社（官社と諸社の両方）および神祠の数をまとめてみる。

朝鮮に造営された官幣大社は朝鮮神宮と扶余神宮（未完成）で、国幣小社は確認できる限り京城神社、龍頭山神社、大邱神社、平壤神社、光州神社、江原神社、全州神社、咸興神社（すべて居留民設置神社が列格）であった。台湾では官幣大社が台湾神社（1944年に台湾神宮に改称）、官幣中社が台南神社、国幣小社が新竹神社、台中神社、嘉義神社である。樺太、関東州、南洋群島にはそれぞれ官幣大社の樺太神社、関東神宮、南洋神社が創建されていた。

次に、朝鮮において神社は官社・諸社を併せて82社（敗戦時）が造営されていた。官社はその関係法令（次節で取りあげる）により、諸社は「神社寺院規則」（1915年、総督府令第82号）、1936年からは「神社規則」（総督府令第76号、「寺院規則」とともに「神社寺院規則」から分離）により管理・統制を受けた。

朝鮮の場合、神社の条件を満たさない小祠を認可する制度が設けられ、階層制度において諸社の下に「神祠」として位置づけられた。神祠は「神祠ニ関スル件」（1917年、総督府令第21号。1936年に総督府令第79号により改正）による管理・統制を受けた。神祠の数を実態として把握することは困難であり、先行研究では二通りの数字が提示されている。ひとつは『朝鮮総督府官報』の「彙報」欄に掲載された「神祠設立許可」の数字を積算した862であり、もうひとつは独自に算出された913⁵⁾である。

2. 官吏待遇の神職

近代の「神職」は法令により定められ、国家により任命されていた。そのため官吏の待遇を受けたが、俸給は官社といえども国庫からではなく神社の経費から支弁された。「官国幣社職制」（後述）により、官国幣社には宮司（奏任官待遇、一定条件で勅任官待遇にも）・権宮司（奏任官待遇）・禰宜・主典・宮掌（判任官待遇）が置かれた。「府県社以下神社ノ神職ニ関スル件」（1894年、勅令第22号）により、府県社・郷社には社司・社掌（判任官待遇、社司は一定条件で奏任官待遇にも）が、村社・無格社には社掌が置かれた。

官社の神職の俸給を概説しよう。官社の神職の俸給額は内地および植民地各地域で、内務大臣や植民地長官の職権により個別に定められていた。

たとえば朝鮮神宮の場合は、鎮座の1925年に朝鮮総督の職権により「官幣大社朝鮮神宮神職俸給規則」（総督府令第85号）が定められた。1級から3級までである宮司の給俸（朝鮮神宮宮司は勅任官待遇であったが、俸給額は同令の別表に依った）は、1級が奏任官4等に、2～3級が奏任官5等に相当し、禰宜の給俸は判任官の1～9級に相当している。また、神職を名誉職とすることが妨げられていない。

なお、朝鮮神宮神職の加俸（植民地在勤の文官等に支給）も「官幣大社朝鮮神宮神職俸給規則」で定められているが、これは「朝鮮総督府及所属官署職員ノ加俸ニ関スル件」（1913年、朝鮮総督府令第36号）に準じて、勅任官待遇・奏任官待遇は本俸の10分の4、判任官待遇は10分の6とされた。

1936年より列格が始まる国幣小社においても同様に、神職の俸給・加俸は「国幣社神職俸給規則」（総督府令第70号、1936年）により定められた。

一方、諸社の神職の俸給額の場合はどうだろうか。管見の限り諸社の神職の俸給額は神社ごとに定められていたようだが、朝鮮の場合は1936年になって「神職ノ俸給其ノ他ノ給与ニ関スル件」（総督府令、第77条）が制定されている。そして、同令別表の俸給表により神職（朝鮮の場合、府県社等の社格がないため社掌のみとなる）の給俸が定められた。また、加俸や神職を名

植民地期朝鮮における神社の職制・神職任用関連の法令

管職とすることが妨げられないことも同令で規定されている。

では次に、法域の問題を整理しておこう。憲法が事実上ほとんど効力を有していなかった植民地には、法律は原則として施行されなかった。だが、植民地に法律の効力を及ぼすために、当該法令の全部または一部を勅令により施行（朝鮮・台湾・樺太の場合、「施行ス」と表記）あるいは依用（関東州・南洋群島の場合、「依ル」と表記）できた。台湾や朝鮮の場合、それぞれ律令あるいは制令でも法律を依用（「依ル」と表記）している（「台湾民事令」や「朝鮮民事令」など）。

とはいえ、勅令の場合も原則としては植民地に施行されるものではない。だが、官制・官吏令・軍制令・栄典令・恩赦令のように天皇の大権事項に関する勅令は効力を有し、当該勅令にその旨が明示されて施行・依用されたわけである。官社全体に共通する職制・神職任用関連の法令などはこの勅令に該当し、当該地域への施行に関わる文言が盛り込まれ、植民地の官社にも施行されている。その他の事項に関しては法令のレベルが下がり、個別に当該地域の法域内の法令（例：台湾神社は台湾総督府令など、朝鮮神宮は朝鮮総督府令など、樺太神社は時期により閣令・拓務省令・内務省令など）が制定された。

3. 官社の職制・神職任用関連の法令改正

内地で最初に制定された官国幣社の職員規則は、「官社以下定額及神官職員規則」（1871年、太政官布告第235号）である。また、この法令中の「官社以下定額」により神社は大きく官社と諸社に分けられ、これにより官社97社（官幣大社から国幣小社まで）が列格された（その後も増加）。

官国幣社の職制と神職任用（これらは天皇の大権事項に関わる）において、その法整備が到達したものは勅令「官国幣社職制」と同「官国幣社及神宮神部署神職任用令」であり、これらは植民地にも施行されている。ただし、朝鮮神宮と関東神宮の場合はこれら両法令を改正するのではなく、両法令を個々

に適用した「朝鮮神宮職員令」(1925年, 勅令第276号) および「関東神宮職員令」(1944年, 勅令第539号) が制定された。だが, 朝鮮に関しては, 1936年の神社制度改編に伴い先の両法令が改正されるにいたっている。次はその経緯を検討してみよう。

①「官国幣社職制」

まず, 「官国幣社職制」(1902年, 勅令第27号) の改正の変遷を, 朝鮮での神社制度改編に関わる1936年の改正まで整理しよう。最初に「官国幣社職制」の主な条文を紹介し, 次にそれをもとにして主要な改正について考察を加えていく。なおこれ以降, 法令の引用中の下線は筆者による。

第一条 官幣社及国幣社ニ左ノ神職ヲ置ク

宮司 一人

権宮司 一人 但シ官幣大社熱田神宮及官幣大社出雲大社ニ限ル

(* 後の改正で, 「官幣大社檀原神宮」「官幣大社明治神宮」「別格官幣社靖国神社」が追加されていく=引用者)

禰宜 一人

主典

宮掌 但シ官幣大社熱田神宮ニ限ル

主典及宮掌ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

第二条 宮司ハ内務大臣及地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ国家ノ宗祀ニ奉仕シ祭儀ヲ司トリ庶務ヲ管理ス

第七条 宮司及権宮司ハ奏任待遇トシ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ禰宜, 主典及宮掌ハ判任待遇トシ地方長官之ヲ命ス

第十条 本令中内務大臣及地方長官ニ属スル職權ハ別格官幣社靖国神社

植民地期朝鮮における神社の職制・神職任用関連の法令

ノ神職ニ関シテハ陸軍大臣及海軍大臣之ヲ行フ

第十一条 本令中内務大臣及地方長官ニ属スル職権ハ台湾ニ於テハ台湾
総督之ヲ行フ但シ第七条ノ奏請ニ関シテハ内務大臣ヲ經由スヘシ

他に、第8条は神職への「俸給」の「支給」、第9条は神職の「服務、俸給及旅費ニ関スル規程」を「内務大臣」が定めるという内容である。

では、主要な改正について考察しよう。まず、1920年に勅令第1号による改正で次の条文が追加され、奏任官待遇であった宮司は勅任官待遇となることが可能となった。

第七条ノ二 宮司ニシテ十五年以上奏任又ハ奏任待遇以上ノ神官神職ノ
職ニ在リ功績顕著ナル者ハ特ニ勅任官ノ待遇ト為スコトヲ得
権宮司ヲ置ク神社ノ宮司ハ前項ノ規定ニ拘ラス勅任官ノ待遇ト為スコ
トヲ得
前二項ノ規定ニ依リ勅任官ノ待遇ト為スコトヲ得ル者ノ員数ハ通シテ
七人ヲ超ユルコトヲ得ス

次に第11条を見ると、これは植民地に施行するために設けられた条文であることがわかる。台湾神社（1901年鎮座）に続き、樺太神社が1911年に鎮座したため、同年の勅令第174号による改正で第11条に樺太の項が追加された。次のとおりである。

第十一条 本令中内務大臣ノ職権（第2条・第7条の職権＝引用者）ハ
台湾ニ於テハ台湾総督、樺太ニ於テハ内閣総理大臣之ヲ行ヒ地方長官
ノ職権ハ台湾ニ於テハ台湾総督、樺太ニ於テハ樺太庁長官之ヲ行フ

ここで注目されるのは、樺太神社の次に鎮座する朝鮮神宮（1925年）に伴

う改正であるが、実際には第11条が改正されたわけではなく、別途に次の②で検討する勅令「朝鮮神宮職員令」が制定されたのみである。そして、神社制度改編の1936年になってようやく勅令第250号「官国幣社職制」の改正法規で第11条に朝鮮の項が追加されるのであった（引用の〔 〕内が追加部分）。

第十一条 本令中内務大臣ノ職権ハ〔朝鮮ニ於テハ朝鮮総督,〕台湾ニ於テハ台湾総督, 樺太ニ於テハ内閣総理大臣之ヲ行ヒ地方長官ノ職権ハ〔朝鮮ニ於テハ第二条ノ場合ヲ除クノ外朝鮮総督,〕台湾ニ於テハ台湾総督, 樺太ニ於テハ樺太庁長官之ヲ行フ

この第11条の改正における「第二条ノ場合ヲ除クノ外」は、1936年までの空白と関係していると思われるので後で検討することにする。

②「朝鮮神宮職員令」

次は「朝鮮神宮職員令」（1925年、勅令第276号）の主な条文を紹介し、次にそれについて考察を加えよう。なお、この勅令の制定は時間的には③「官国幣社及神宮神部署神職任用令」の後であるが、1936年までの空白を念頭に論点を絞っていくため、先にこの勅令を見ることにした。

第一条 朝鮮神宮ニ左ノ神職ヲ置ク

宮司 一人

禰宜 一人

主典 五人

第二条 宮司ハ朝鮮総督ノ指揮監督ヲ承ケ祭祀ニ奉仕シ祭儀ヲ司リ庶務ヲ管理ス

第六条 宮司ハ勅任待遇トシ内閣ニ於テ之ヲ命シ禰宜及主典ハ判任待遇

植民地期朝鮮における神社の職制・神職任用関連の法令

トシ朝鮮総督之ヲ命ス

第七条 神職ニハ俸給ヲ支給ス但シ朝鮮総督ニ於テ名誉職ト為スコトヲ妨ケス

第八条 神職ノ服務、俸給及旅費ニ関スル規程ハ朝鮮総督之ヲ定ム

第九条 宮司ハ官国幣社及神宮神部署神職任用令ニ依ル高等試験ノ合格者及同令第八条第二号乃至第六号ノ規定ニ依リ奏任待遇ノ神職ニ任用セラルル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

第十条 禰宜及主典ハ官国幣社及神宮神部署神職任用令ニ依ル尋常試験ノ合格者其他同令ニ依リ判任待遇ノ神職ニ任用セラルル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

禰宜及主典ハ前項ノ規定ニ依ルノ外官国幣社及神宮神部署神職任用令第九条、第十一条第二項第三項及第十二条ノ例ニ依リ朝鮮総督ノ選任スル尋常試験委員ノ銜銜ヲ経テ之ヲ任用スルコトヲ得但シ同令第九条中文部大臣トアルハ朝鮮総督トス

第6条の規定により朝鮮神宮の宮司は「勅任待遇」とされた。なお、この前提となるのが1920年の「官国幣社職制」改正で、一定の条件を満たした宮司は「勅任官ノ待遇ト為スコトヲ得」（第7条の2）と定められていたことは前述したとおりである。

本稿の論点とは関係ないが、第9条の「高等試験」と第10条の「尋常試験」は、③で検討する「官国幣社及神宮神部署神職任用令」の改正（1926年、勅令第267号）により、それぞれ「神職高等試験」「神職尋常試験」に改称することになる。

第10条は禰宜と主典の任用に関わる規定だが、1936年の「朝鮮神宮職員令」

改正（勅令第252号）により全文削除された。これは1936年の神社制度改編に伴う改正であるため、後で検討することにする。

③「官国幣社及神宮神部署神職任用令」

最後に、「官国幣社及神宮神部署神職任用令」（1902年、勅令第28号）の改正の変遷を、①同様に朝鮮での神社制度改編に関わる1936年の改正まで整理しよう。ここでも同様に最初に「官国幣社及神宮神部署神職任用令」の主な条文を紹介し、次にそれをもとにして主要な改正について考察を加えていく。

第一条 奏任待遇ノ神職ハ高等試験合格ノ者、判任待遇ノ神職ハ尋常試験又ハ高等試験合格ノ者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

第三条 高等試験ハ高等試験委員之ヲ施行シ尋常試験ハ尋常試験委員之ヲ施行ス

高等試験委員ハ主務大臣之ヲ選任シ尋常試験委員ハ主務省ニ於テ行フ試験ニ付テハ主務大臣其ノ他ニ付テハ地方長官之ヲ選任ス

第六条 試験ハ左ノ科目ニ依リ之ヲ行フ

- 一 祭式
- 二 倫理
- 三 国文 作文ハ高等試験ニ在リテハ宣命体公文体
尋常試験ニ在リテハ祝詞体公文体
- 四 歴史
- 五 法制 高等試験ニ在リテハ現行神社法令及憲法
尋常試験ニ在リテハ現行神社法令
- 六 算術

第八条 左ニ掲クル者ハ試験ヲ要セス高等試験委員ノ銓衡ヲ経テ奏任待

植民地期朝鮮における神社の職制・神職任用関連の法令

遇ノ神職ニ任用スルコトヲ得

(一～六は省略)

第九条 左ニ掲クル者ハ試験ヲ要セス尋常試験委員ノ銓衡ヲ経テ判任待

遇ノ神職ニ任用スルコトヲ得

(一～六は省略)

第十三条 本令中主務大臣ニ属スル職権ハ別格官幣社靖国神社ノ神職ニ

関シテハ陸軍大臣及海軍大臣之ヲ行ヒ其ノ他ニ関シテハ内務大臣之ヲ

行フ

1903年の勅令第86号による改正により、「第十三条ノ二 本令中中地方長官ニ属スル職権ハ台湾ニ於テハ台湾総督之ヲ行フ」が全文追加されている。これにより、第3条に則り台湾にて行われる尋常試験の尋常試験委員を、台湾総督が選任できるようになった。判任官待遇神職の任命権（「官国幣社職制」第7条）と併せると、台湾神社の禰宜・主典を台湾総督府で独自に任用できるようになったわけだ。

第13条はさらに、1911年の勅令第175号により次のように改正されている（引用の [] 内が追加部分）。

第十三条 本令中主務大臣ニ属スル職権ハ別格官幣社靖国神社ノ神職ニ

関シテハ陸軍大臣及海軍大臣 [, 台湾及樺太ニ於ケル神社ノ神職ニ関

シテハ内閣総理大臣] 之ヲ行ヒ其ノ他ニ関シテハ内務大臣之ヲ行フ

これは樺太神社鎮座にともなう措置で、「主務大臣ニ属スル職権」を行う主体が重要となる。これは主に第3条にある高等試験委員の選任権を指すが、実際の権限としては第8条の「銓衡」規定と抱き合わせることで、事実上は宮司の「銓衡」権に等しくなる。この第13条の改正では、台湾（改正前は

「内務大臣」が行為の主体)の他に樺太が加わったために、「内閣総理大臣」という便宜的措置を取ったのだろう。

この13条には次のような条文が続く。この改正も樺太神社鎮座にともない、台湾に合わせた措置となる(引用の〔 〕内が追加部分)。

第十三条ノ二 本令中地方長官ニ属スル職権ハ台湾ニ於テハ台湾総督〔
樺太ニ於テハ樺太庁長官〕之ヲ行フ

その後、1914年の勅令第194号により第13条が次のように改正されている(引用の()内が削除部分)。

第十三条 本令中主務大臣ニ属スル職権ハ別格官幣社靖国神社ノ神職ニ
関シテハ陸軍大臣及海軍大臣、(台湾及樺太ニ於ケル神社ノ神職ニ関
シテハ内閣総理大臣之ヲ行ヒ)其ノ他ニ関シテハ内務大臣之ヲ行フ

この改正は、台湾および樺太において「主務大臣ニ属スル職権」(第3条にある高等試験委員の選任権)を行う主体が、「内閣総理大臣」から「内務大臣」に移った(台湾の場合、戻った)ことを意味する。これは、神社関係法令の整備がほぼ完成した(1914年の勅令第10号「官国幣社以下神社祭祀令」および内務省令第4号「官国幣社以下神社祭式」など)ことの反映かとも推測される。

続いて、1926年の勅令第267号による改正では、本令中の「高等試験」「高等試験委員」と「尋常試験」「尋常試験委員」が、それぞれ「神職高等試験」「神職高等試験委員」と「神職尋常試験」「神職尋常試験委員」に改められた。

そして、懸案の1936年を迎え、勅令第251号により改正されることになる。その間は①で検討した「官国幣社職制」と同様に空白期間で、朝鮮神宮の鎮座(1925年)に伴う第13条の改正はおこなわれていない。1936年でようやく改正され、次に引用する全文が第13条の第2項として追加された。

朝鮮ニ於テハ本令中主務大臣ニ属スル職権ハ朝鮮総督之ヲ行ヒ第三条中主務省トアルハ朝鮮総督府、第九条中文部大臣トアルハ文部大臣又ハ朝鮮総督トシ朝鮮総督ノ選任スル神職高等試験委員ハ銓衡ニ限り之ヲ行フ

これは、この勅令に朝鮮の項が初めて盛り込まれた改正となる。台湾・樺太との大きな違いは、台湾総督と樺太庁長官は「地方長官」に相当しているのに対し、朝鮮総督のみ「主務大臣」に相当している点である。そのために第2項として追加されている。

この改正により、朝鮮総督は神職高等試験委員を選任することで、「銓衡」を経て宮司候補を選ぶ権限をもてるようになった。ただし、神職高等試験委員の職務が奏任官待遇任用での「銓衡」、つまり官国幣社の宮司・権宮司任用での「銓衡」に限られている。朝鮮神宮の宮司は勅任官待遇だから、現実的には奏任官待遇である国幣小社（1936年から列格）の宮司および朝鮮神宮の権宮司（後述）が対象となり、これらの職に当たる者を朝鮮総督府で独自に「銓衡」できるようになったわけである。

④1936年の3勅令改正の背景

では、1936年の神社制度改編に伴う3勅令改正の背景について考察してみよう。確認しておくが、改正の中心となる条文は「官国幣社職制」第11条、および「官国幣社及神宮神部署神職任用令」第13条である。「朝鮮神宮職員令」第10条はこの任用令改正に伴う付随的な調整といえよう。

まず、1925年の朝鮮神宮鎮座に伴い、朝鮮総督府と内務省では法令の調整をどのようにしようとしたのかを見てみよう。

資料の制約がある中で、塚本清治法制局長官宛・湯浅倉平内務次官意見書「官国幣社職制、官国幣社及神宮神部署神職任用令中改正ノ件⁶⁾」（内務省閣社第1号、1925年3月24日付）が手がかりを与えてくれそうである。以下に引用しよう。

今回神職ノ任用及監督ニ関シ、朝鮮総督ノ権限ヲ定ムル為、標記勅令中
改正案提出ノ趣、内閣拓殖局長ヨリ通知有之候処、官国幣社職制ノ改正
ニ就テハ異議無之モ、官国幣社及神宮神部署神職任用令第十三条中ニ
「朝鮮総督」ヲ加フルコトハ同意難致、而シテ之カ理由ハ右勅令案御審
査ノ際、当局ヨリ主任官ヲ多々遣シ詳細陳述致サスヘク候条、篤ト御審
議相煩度、不取敢意見申進候。(句読点は引用者による)

この意見書は、1925年3月に総督府が「官国幣社職制」と「官国幣社及神宮神部署神職任用令」の2勅令に関して改正案を内閣に提出した事実を知らせてくれる。その内容は、朝鮮神社（この時点での名称は「朝鮮神社」）神職の「任用及監督」に関するもので、「朝鮮総督ノ権限ヲ定ムル為」の改正となっている。「監督」の権限が関係する前者の勅令においては、第11条の「内務大臣ノ職権」と「地方長官ノ職権」を朝鮮総督が行うことが主旨となるが、これは台湾との間に齟齬をきたさないため内務省では「異議無之」であった模様だ。

一方、「任用」の権限が関係する後者の勅令の場合は、やはり第13条が問題となっていたことがわかる。内務省では第13条に「朝鮮総督」を加えることに「同意難致」であった。これは、おそらく靖国神社と並列に朝鮮神社の神職と「朝鮮総督」に関する文言を加え、朝鮮神宮でも「朝鮮総督」が宮司を事実上「銓衡」できる改正案であったことに違いないだろう。ただし、内務省が「同意難致」として反対する理由は示されていない。

ところで、それから2カ月ほど後に、また朝鮮総督府から内閣に「官国幣社職制」の改正案が提出されている。この経過からだけでは、前回の2勅令の改正案に対する法制局での審査状況を知ることはできないが、結果として改正法制定に至っていないことは事実である。塚本清治法制局長官宛・湯浅倉平内務次官意見書「官国幣社職制中改正ノ件⁷⁾」(内務省閣社第1号の内、1925年5月13日付)には、「首題ノ件ニ関シ勅令改正案閣議ニ稟請相成候趣、本月五日附ヲ以テ内閣拓殖局長ヨリ通知有之候処」(読点は引用者による)

植民地期朝鮮における神社の職制・神職任用関連の法令

とある。この改正案の主内容は、「朝鮮神宮ノ宮司ヲ勅任待遇トナスコト」であり、これに対して内務省は、「台湾神社^{マヤ}、靖国神社其ノ他内地ノ各神社トノ権衡上慎重ニ考慮ノ必要有之様相認候」と慎重に構えていた。

これに関連してであるが、初代宮司に推された高松四郎は、朝鮮神社宮司を勅任官待遇とすることを就任の条件⁸⁾にしていた。勅任官待遇ならその選任は朝鮮総督の及ばぬところにある。意図が何かは不明であるが、高松の条件提示を受けて、総督府ではこの「官国幣社職制」改正案を作成したことは確かだ。だが結果的に、「官国幣社職制」および「官国幣社及神宮神部署神職任用令」の2勅令とも改正されず、「朝鮮神宮」と改称した後、別途に1925年9月10日付で個別適用した「朝鮮神宮職員令」（勅令第276号）が公布されることになった。その間、「朝鮮総督ノ権限」を要求する朝鮮総督府とそれに異議を唱える内務省との間に葛藤があったことは重要である。また、朝鮮神宮宮司が勅任官待遇となり、朝鮮神宮の他に朝鮮に官国幣社が存在しなかったことも、この法的措置を可能にしたといえる。

その後、1936年の神社制度改編に伴い諸社が国幣小社に列格されることになったため、ここにおいてようやく前記2勅令が朝鮮に適用されることになった。これに伴い、前述したように「官国幣社職制」第11条と「官国幣社及神宮神部署神職任用令」第13条が改正されたのである。

おわりに

では最後に、1936年の神社制度改編に伴う3勅令改正を整理して終わることにしよう。

まず、「官国幣社職制」第11条の改正により、奏任官待遇神職の奏請（ただし内務大臣を経由する必要あり）は、台湾総督同様に朝鮮総督の権限とされた。奏任官待遇の神職とは、具体的には国幣小社の宮司（主目的）と朝鮮神宮の権宮司となる。

また、「地方長官ノ職権」に関して、この改正により朝鮮総督の権限とす

る旨を明記した文言は「朝鮮ニ於テハ第二条ノ場合ヲ除クノ外朝鮮総督」になる。この「第二条ノ場合ヲ除クノ外」にはどういう意味があるのだろうか。これは宮司を「指揮監督」する権限が、朝鮮の「地方長官ノ職権」すなわち道知事の職権としても認められたと解される。国幣小社への列格に対応した措置だろう。

次は、「官国幣社及神宮神部署神職任用令」第13条の改正に関してである。前述の「官国幣社職制」における奏任官待遇神職の任用は銓衡任用（この場合、朝鮮総督の選任する神職高等試験委員が行う銓衡）を想定したものと理解される。これも国幣小社列格への対処として、朝鮮総督府で宮司をある程度独自に選べることを意味し、かつ台湾・樺太にはない権限となる。

最後に「朝鮮神宮職員令」第10条の改正を整理する。第10条は判任官待遇神職（朝鮮神宮および国幣小社の禰宜・主典）の任用に関する規定である。「官国幣社及神宮神部署神職任用令」第13条の改正により、付随して第10条での規定が必要でなくなったため全文が削除された（同様の措置として第9条で権宮司も削除）。

以上から、朝鮮総督の権限の側面から見て、奏任官待遇神職（1936年から列格が始まる国幣小社の宮司を主対象）をある程度独自に選べる改正の部分が突出しており、これが3勅令の改正における最大の特徴であったといえよう。このことは、1936年の神社制度改編に関して、総督府と内務省の距離を考えるうえで重要な要素となるだろう。

植民地期朝鮮における神社の職制・神職任用関連の法令

注

- 1) 神社制度改編に関わる官国幣社の職制・神職任用関連の法令や、植民地神社の神職（近代の「神職」は法令により定められた）を専門に扱った研究はない。
ここでは、植民地神社史を知るうえで参考になる研究を紹介する。中島三千男「海外神社」研究序説（『歴史評論』602号、2000年6月）は、植民地神社の研究史や各地域における実態の概略、時期区分、今後の課題を整理していて概観が理解しやすい。菅浩二『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神』（弘文堂、2004年）は、神社行政や神道家の言動を知るうえで参考になる。ただし、同書は従来 of 国家神道批判に対する反批判の立場から「海外神社」の再評価を試みているため、筆者とは意見の異なる部分が多い。青井哲人『植民地神社と帝国日本』（吉川弘文館、2005年2月）は、神社とその境内に着目して書かれた「日本植民都市論」であるため（朝鮮・台湾が中心）、歴史学・神道学とは異なる角度から議論を提起している。
- 2) 社格については、菅前掲書の第1部第4章および青井前掲書のI部第2章を参照されたい。
- 3) 中島前掲論文を参考にして整理した。
- 4) 小笠原省三編著『海外神社史・上巻』（海外神社史編纂会、1953年）に所収。
- 5) 佐藤弘毅「戦前の海外神社一覧Ⅱ—朝鮮・関東州・満州国・中華民国」（『神社本庁教学研究紀要』第3号、1998年）による。
- 6) 「朝鮮神宮職員令ヲ定ム」（国立公文書館所蔵『公文類聚』第四十九編・大正十四年・第三十三巻・地理・土地～雑載、警察・保安警察、社寺・神社・寺院）に添付。
- 7) 同前。
- 8) 高松四郎の遺文集である高松忠清編『松廼舎遺稿』（非売品、1960年）収録の「朝鮮神宮懐旧録」による。内務省より宮司に推された高松は1925年3月20日、東京にて朝鮮総督府の下岡忠治政務総監に就任の承諾をしたが、その際に3つの条件を提示していた。他の2条件は朝鮮神社の社号を朝鮮神宮に改めること、および権宮司を置くことである。ただし、権宮司を置く改正は1935年になって実現している（「朝鮮神宮職員令中改正ノ件」勅令第292号）。

A Study of Laws Related to Shrine Office Organization and the Appointment of Shrine Officers in Colonial Korea: Focusing on the Reorganization of 1936

Masaaki AONO

1936 was a noteworthy year for the shrine policy of the Japanese Government-General of Korea, because a series of statutes related to shrines were enacted or amended in that year so as to reorganize the shrine system under the Government-General. The author believes that this reorganization, which effectively created a legally-based shrine hierarchy, was intended to increase the number of shrines so as to mobilize Korean people.

As part of a study of the relationship between the Government-General and the Department of Shrines, which supervised shrine administration within the Ministry of the Interior, I pay special attention to the Imperial Ordinances among the 1936 shrine-related statutes. We should bear in mind that Imperial Ordinances held force regardless of legal distinctions between the main islands of Japan and its colonies.

In this paper I analyze principally the contents of Imperial Ordinances related to shrine office organization and the appointment of shrine officers, while also examining the process by which they were revised.